

「こども家庭センター」の設置

健康福祉課子育て支援室 TEL 25-7221

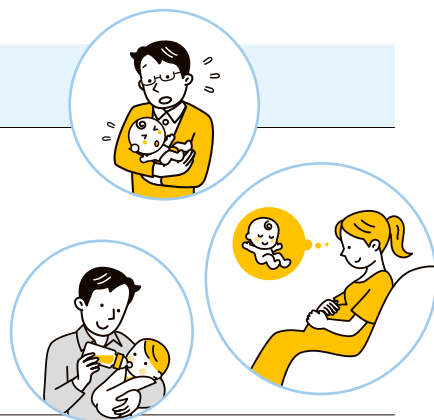
健康福祉課に「こども家庭センター」が設置されました。妊産婦さん・子育て中の家庭・そして子どもたちを対象に、妊娠期から出産・子育てまでのさまざまな悩みや不安に寄り添い、必要な支援につなぐ窓口です。「ちょっと気になることがある」「相談先がわからない」など、どんな小さなことでも相談してください。また、児童虐待やヤングケアラーなど、子どもに関する深刻な相談にも対応し、関係機関と連携しながら支援を行います。地域の子どもと家庭が安心して過ごせるよう、身近な相談先としてご利用ください。

相談窓口

健康福祉課
健康係

TEL 25-1146

- 妊娠・出産に関すること
- 母乳のこと・育児のこと
- 健診・予防接種のこと
- 産後ケア事業のこと



健康福祉課
子育て支援室

TEL 25-7221

- お子さんの発達に関する相談
- お子さんの家庭のさまざまな悩みの相談
- 児童虐待やヤングケアラーの相談



「生ごみ処理容器購入補助金」および「事業系生ごみ処理機設置事業補助金」について

環境課資源リサイクル係 TEL 25-1149

生ごみの資源化および減量化を図るため、家庭用・事業所用それぞれの生ごみ処理機器購入に対する補助制度を設けていますので、活用してください。

家庭用 生ごみ処理容器購入補助金



生ごみ処理
容器購入補助金

補助対象

- ①市内に居住しているかた（ただし事業者は除く）
- ②処理容器を常に良質な状態で維持管理できるかた
- ③処理容器の維持管理を自己所有地または自己の管理している土地の範囲で行うかた

補助金額 購入費用の2分の1(100円未満切り捨て)

限度額 容器・コンポストなど:1基につき4,000円
電動式生ごみ処理機:1基につき20,000円

制限 1世帯につき2基まで

※予算には限りがあることから、生ごみ処理機の購入を検討しているかたは、早めの利用をおすすめします。

事業者用 事業系生ごみ処理機設置事業補助金



生ごみ処理機
設置事業補助金

補助対象

- ①市内に事業所を有する事業者であること
- ②1日20kg以上の生ごみ処理機を設置すること
- ③事業を営む個人にあっては、市内に住所を有していること
- ④市税を滞納していないこと

補助金額 設置費用の3分の2(上限200万円)

※購入を検討している事業者のかたは、予算確保に日数が必要となるため、事前に相談してください。